

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 8 年 9 月 2 4 日

経理責任者

独立行政法人国立病院機構東京病院

院 長 松 井 弘 稔

(公 印 省 略)

1. 競争に付する事項

(1) 調達件名

給食用材料 精白米

(2) 調達物品名及び仕様、数量等

別に交付する「精白米納入仕様書」のとおり

(3) 納入期間

自 令和 8 年 1 1 月 1 日

至 令和 9 年 4 月 3 0 日

(4) 納入場所

〒 2 0 4 - 8 5 8 5

東京都清瀬市竹丘 3 - 1 - 1

独立行政法人国立病院機構東京病院 栄養管理室

(5) 入札方法

①一般競争入札（最低価格落札方式）

②入札金額については、精白米 1 kg あたりの単価を記載すること。また、納入に要する一切の費用を織り込んだ上でそれぞれの単価を算出すること。

③第一交渉権者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数のあるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって評価するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 0 8 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) その他

独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下、契約細則という。）第 2 2 条の規定に基づき単価契約とする。

2. 競争に参加する者の参加資格に関する事項

(1) 契約細則 5 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 契約規則第 6 条の規定に該当しない者であること。

- (3) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」においてB、C又はD等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。ただし、登録資格の停止を受けている期間は参加できない。
- (4) (3)の資格審査を申請中で、結果通知書を受領していない者は、申請書受付書の写し、直近の財務諸表及び会社案内（従業員数等記載されたもの）を提出することにより、競争に参加することができる。ただし、契約の締結までに結果通知書を提出しない場合は、当該入札を無効とする場合がある。
- (5) 契約細則第4条の規定に基づき、経理責任者が定める資格を有するものであること。

3. 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒204-8585
東京都清瀬市竹丘3-1-1
独立行政法人国立病院機構東京病院 栄養管理室 契約係
☎042(491)2897（直通）
- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付する。
- (3) 入札説明会
開かない。
- (4) 入札書の受領期限
令和 8年 10月26日（月）17時00分
- (5) 開札の日時及び場所
令和 8年 10月28日（水）14時00分
独立行政法人国立病院機構東京病院 管理棟1階 会議室2

4. その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (2) 入札者に求められる義務
この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に入札説明書に定める書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は入札日の前日までの間において、経理責任者から当該書類について説明を求められた場合はそれに応じなければならない。
- (3) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 契約書の作成の要否 要
- (5) 第一交渉権者の決定方法
当院の定める予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行

った入札者を第一交渉権者とする。また、その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付し、第一交渉権者を決定する。なお、同価の入札をした者が2人以上ある場合は、当該入札者にくじを引かせて交渉順位を定める。

(6) 契約価額の決定方法

第一交渉権者には、交渉権順位決後直ちに交渉日時を通知し交渉を行う。この交渉によって、契約価額を決定する。なお、第一交渉権者との交渉が不調となった場合、または交渉開始から10日以内に契約締結に至らない場合、次順位交渉権者に交渉日時を通知し、次順位交渉権者と交渉を行う。ただし、経理責任者がこれ以上の交渉を行っても契約締結に至らないと判断した場合については、契約手続きそのものを打ち切ることがある。

(7) 契約に関する苦情の受付期間

本契約に関する苦情についてはその原因となった事実があった日から5日以内に書面にて行うこととする。また、受付期間内であっても、直接に利害のない者による苦情は受け付けない。

(8) その他 詳細は入札説明書による。

以 上